地域福祉

１．民生委員・児童委員……171
２．コミュニティソーシャルワーク事業……174
３．福祉包括化推進事業……178
４．成年後見制度利用支援事業【再掲】……178
５．成年後見制度利用支援事業
（地域生活支援事業）【再掲】……178
６．ひきこもり支援……178

１. 民生委員・児童委員　　福祉総務課

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の精神をもって、それぞれの担当地域において、生活困窮者、高齢者、ひとり親家庭、心身障害者などに対して、相談や援助、あるいは保護、指導を行ったり、関係行政機関との橋渡し役をしています。また、児童委員を兼ね、地域における児童福祉活動の推進者としても活躍しています。

なお、平成６年１月より、主任児童委員が児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として、新たに 15 名が設置（定員数）され、従来の区域を担当する民生委員・児童委員と協力しながら、児童相談所及び子育て支援課などの児童福祉関係機関との連絡・調整などを行い、児童、妊産婦の福祉を充実させるための活動を行っています。

豊島区における民生委員・児童委員の定員数は、258 名（主任児童委員を含む）で、地区別の構成は下記のとおりです。

(1)　民生委員の職務（民生委員法第 14 条）

①　住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

②　援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

③　援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

④　社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

⑤　福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

⑥　その他の必要に応じ住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

(2)　児童委員の職務（児童福祉法第 17 条）

児童及び妊産婦につき、常にその生活状態を的確に把握し、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導を行うとともに、児童福祉司、社会福祉主事の行う職務に協力すること。

(3)　民生委員児童委員協議会

豊島区には、６つの地区民生委員児童委員協議会が組織されていて、各地区民生委員児童委員協議会では、民生委員児童委員の職務に関する資料、情報の交換、研修等を行い、職務を常に適切に行っていくために毎月定例会を開催しています。

また、地区民生委員児童委員協議会において選出されたそれぞれの会長によって会長協議会が組織されていて、相互の連絡、調整をはかり、全体が統一的な方針に基づき組織的活動ができるよう自主的運営を行っています。

【 民生委員・児童委員の地区別定員及び現員数】　　（令和４年４月１日現在）

地　　区	定　　員	現　　員		
		男	女	計
巣 鴨 地 区	55（3）　人	8（0）　人	41（3）　人	49（3）　人
池袋東地区	40（2）	6（0）	26（2）	32（2）
池袋西地区	45（3）	7（0）	36（3）	43（3）
高 田 地 区	44（3）	6（0）	30（3）	36（3）
長崎第一地区	38（2）	8（0）	28（2）	36（2）
長崎第二地区	36（2）	3（0）	32（2）	35（2）
計	258（15）	38（0）	193（15）	231（15）

※（　）内は、主任児童委員数で内数

【民生委員・児童委員の活動状況】

区分		年度	29	30	元	2	3
相談・支援件数	在宅福祉に関すること		428	517	421	130	277
	介護保険に関すること		128	242	149	178	128
	健康・保健医療に関すること		183	336	222	459	446
	子育て・母子保健に関すること		162	106	190	129	120
	子どもの地域生活に関すること		497	438	485	455	336
	子どもの教育・学校生活に関すること		638	648	439	316	495
	生活費に関すること		120	71	49	62	51
	年金・保険に関すること		42	20	26	10	8
	仕事に関すること		44	45	18	36	33
	家族関係に関すること		135	173	159	135	181
	住居に関すること		116	190	124	197	107
	生活環境に関すること		222	342	381	487	236
	日常的な支援に関すること		1,031	1,351	1,322	1,411	1,314
	その他		1,105	1,366	1,111	894	1,142
	計		4,851	5,845	5,096	4,899	4,874
	分野別内訳	高齢者に関すること	2,606	3,082	2,676	2,533	2,634
		障害者に関すること	114	227	172	287	161
		子どもに関すること	1,421	1,359	1,257	1,119	1,065
		その他	710	1,177	991	960	1,014
その他の活動件数	調査・実態把握		6,445	2,672	1,626	1,484	2,672
	行事・事業・会議への参加・協力		13,525	12,027	10,602	5,984	6,154
	地域福祉活動・自主活動		9,783	10,869	10,567	6,031	7,638
	民児協運営・研修		8,567	8,573	8,631	7,229	7,761
	証明事務		348	364	281	163	208
	要保護児童の発見の通告・仲介		50	32	66	37	14
訪問回数	訪問・連絡活動		10,308	13,221	13,588	11,698	13,077
	その他		16,393	17,243	14,898	10,719	10,692
連絡調整回数	委員相互		17,956	20,062	23,117	25,290	28,191
	その他の関係機関		13,198	14,053	13,692	11,948	13,144
	活動日数		35,973	36,866	35,419	31,262	35,049

(4)　民生委員・児童委員の推薦・委嘱

①　推薦・委嘱手続き

民生委員・児童委員候補者の推薦及び委嘱の手続きを図示すると次のとおりです。

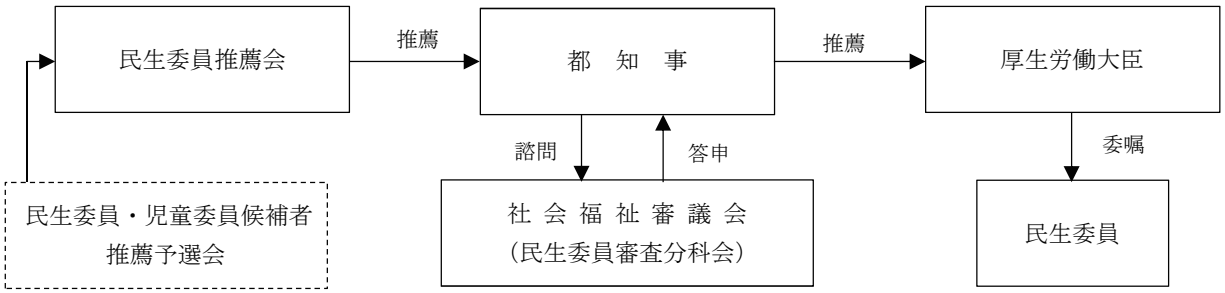

②　民生委員推薦会

民生委員推薦会は、区長の委嘱する14名の委員(区議会議員、民生委員、社会福祉事業の関係者、社会福祉団体の代表者、教育関係者、関係行政機関の職員、学識経験者)をもって構成され、民生委員・児童委員候補者推薦予選会より推薦された者について、適格または不適格の決定を行い、適任者を知事に推薦します。

なお、民生委員・児童委員は、知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱します。

③　民生委員・児童委員候補者推薦予選会

民生委員推薦会の協力機関として、区内の旧出張所の区域ごとに設置され、その地区内の区議会議員、町会の代表、区立小中学校PTAの代表及び民生委員の正副会長によって構成されており、適格な候補者を選んで民生委員推薦会に推薦します。

(5)　民生・児童委員協力員

民生・児童委員協力員は、地域福祉に関して幅広く活動している民生委員・児童委員の業務に協力し、地域の安全・安心を高め、地域福祉力を向上させるための活動を行っています。

その業務には、①広報活動(民生委員活動の紹介、民生委員へのつなぎ役)、②見守り活動(声掛けと緩やかな見守り)、③小地域活動(子育てサロン等の企画・運営、地域事業への参加・協力)などがあります。

なお、民生・児童委員協力員は、民生委員児童委員協議会の推薦に基づき、東京都知事が委嘱します。

豊島区では、平成27年12月1日に「豊島区民生・児童委員協力員事業実施要綱」を策定し、定員数は18名で、現在14名が委嘱され、活動しています。

２.コミュニティーソーシャルワーク事業　福祉総務課

事業目標

社会的孤立や制度の狭間で支援を受けることができない区民等への積極的なアウトリーチや相談支援、地域社会への参加支援などを行うことにより、“誰一人取り残さない”地域共生社会の実現を目指す。

事業内容

地域活動の拠点となる区民ひろば8ケ所にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、事業展開を図る。

・一人ひとりの気持ちや生活に寄り添いながら、制度の狭間で支援を受けることができない区民等へ、状況に応じて地域住民や関係機関等と連携して支援を行う。

・地域の実情により、地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等と協同して、「学びあい・支えあい」の地域支援活動に取り組む。

・講演会や勉強会などの学びの場を通じて、多様化する地域生活課題を理解して、地域づくりに参加・応援する区民を増やす。

◇菊かおる園高齢者総合相談センター圏域(巣鴨3～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1・2丁目)・区民ひろば西巣鴨第一に配置

◇東部高齢者総合相談センター圏域(駒込、巣鴨1・2丁目、南大塚1・2・3丁目)・区民ひろば南大塚に配置

◇中央高齢者総合相談センター圏域(東池袋、上池袋、北大塚3丁目)・区民ひろば朋有に配置

◇ふくろうの杜高齢者総合相談センター圏域(南池袋1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、目白1・2丁目〉・区民ひろば高南第二に配置

◇豊島区医師会高齢者総合相談センター圏域(西池袋1～5丁目、池袋3丁目、目白3～5丁目)・区民ひろば西池袋に配置

◇いけよんの郷高齢者総合相談センター圏域(池袋本町、池袋1・2・4丁目)・区民ひろば池袋に配置

◇アトリエ村高齢者総合相談センター圏域(南長崎、長崎2～6丁目)・区民ひろば富士見台に配置

◇西部高齢者総合相談センター圏域(長崎1丁目、千早、要町、高松、千川)・区民ひろば千早に配置

事業実績

Ⅰ　総合的福祉相談（個別相談支援）

(1)個別相談支援

年度／件数	29	30	元	2	3
相談件数（延件数〉	7,254件	7,517件	8,667件	10,451件	11,753件

【相談方法】

年度／区分	2		3	
	延件数	構成比	延件数	構成比
	件	%	件	%
電話	6,684	63.9	6,653	56.6
訪問	926	8.9	1,402	11.9
来所	724	6.9	782	6.7
出先にて	652	6.2	777	6.7
相談会	132	1.3	101	0.8
その他	1,333	12.8	2,038	17.3
合計	10,451	100.0	11,753	100.0

【相談者】

区分＼年度	2		3	
	延件数	構成比	延件数	構成比
	件	%	件	%
本人	5,433	52.0	4,817	41.0
関係機関	2,258	21.6	2,370	20.2
家族	498	4.8	545	4.6
民生委員	335	3.2	332	2.8
近隣住人	330	3.1	295	2.5
その他	1,597	15.3	3,394	28.9
合計	10,451	100.0	11,753	100.0

【対象者】

区分＼年度	29		30		元		2		3	
	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数
0～9歳	97名	13名	89名	16名	23名	12名	75名	13名	23名	6名
10～19歳	231名	20名	185名	26名	130名	24名	25名	9名	136名	11名
20～29歳	70名	11名	228名	17名	160名	16名	380名	29名	694名	31名
30～39歳	511名	28名	328名	31名	421名	24名	895名	31名	737名	53名
40～49歳	1,094名	43名	1,010名	46名	1,011名	50名	1,355名	59名	1,821名	64名
50～59歳	503名	52名	711名	71名	970名	64名	1,098名	66名	1,504名	77名
60～64歳	372名	30名	457名	34名	301名	34名	1,006名	30名	830名	35名
65～74歳	1,301名	129名	894名	117名	828名	102名	991名	98名	861名	122名
75歳以上	1,805名	263名	1,735名	284名	2,380名	217名	2,968名	206名	1,840名	243名
年齢不明	517名	176名	733名	217名	884名	233名	611名	186名	812名	280名
団体等	753名	91名	1,147名	121名	1,559名	94名	1,047名	90名	2,495名	167名
合　計	7,254名	856名	7,517名	980名	8,667名	870名	10,451名	817名	11,753名	1,089名

【相談内容】※複数選択

内容	延件数	構成比	内容	延件数	構成比
健康・医療	3,398件	19.2%	家族トラブル	377件	2.1%
居場所・社会との関わり	2,717件	15.4%	ゴミ・リサイクル	282件	1.6%
収入・生活費・債務	1,961件	11.1%	虐待	229件	1.3%
住まい・転居・立ち退き	1,705件	9.6%	届出・証明	189件	1.1%
子育て・教育・学習	1,275件	7.2%	成年後見・遺言・相続・保証人	174件	1.0%
介護・介護予防	896件	5.1%	寄付	161件	0.9%
仕事・就労支援	815件	4.6%	税・保険・年金	153件	0.9%
近隣トラブル	758件	4.3%	多文化共生・理解	104件	0.6%
ひきこもり	595件	3.4%	生涯学習・日本語学習	87件	0.5%
ボランティア	514件	2.9%	ホームレス	86件	0.5%
消費生活・環境・動物	434件	2.5%	防災・防犯	46件	0.3%
介入拒否・孤立・孤独	412件	2.3%	その他	328件	1.9%
合計				17,696件	100.0%

※その他：多世代問題・企業の社会貢献・スマホの使い方など

(2)「暮らしの何でも相談会」の開催

会場	回数	相談者数
区民ひろば24か所 その他施設(都営住宅等)4か所	296回	117名

Ⅱ　地域支援活動／地域の実態把握／ネットワークづくり／福祉意識の醸成

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に引き続き、令和3年度の地域活動は開催中止や活動縮小が多かった。しかし、地域で新たな活動に取り組む区民や、地域活動を継続する活動者からの相談を受けることもあり、立ち上げ支援・運営支援を行うことによって、地域活動の活性化を図ることができた。

支援件数	内訳（重複あり）	
	支援内容	件数
88件	立ち上げ支援	8件
	運営・活動支援（既存の活動）	56件
	運営・活動支援（新たな取組・展開）	24件
	福祉意識の醸成・地域に向けた発信	49件
	ネットワークづくりの支援	25件

(1) 要援護家庭等の子どもへの学習支援

＊「ちゅうりっぷ学習会」「にじいろ学習会」「あおぞら学習会」の開催

家庭力が低下し、教科学習が追いつかない子どもたちに対して、基礎的学力や生活技術の基本を身につけさせるとともに、支援者との関係を通し精神的安定を図る。

学習会名＼年度		30			元			2			3		
		ちゅうりっぷ	にじいろ	あおぞら	ちゅうりっぷ	にじいろ	あおぞら	ちゅうりっぷ	にじいろ	あおぞら	ちゅうりっぷ	にじいろ	あおぞら
開催回数		24回	7回	30回	16回	7回	25回	0回	0回	6回	4回	0回	10回
参加延人数	子ども	249名	200名	663名	200名	205名	469名	0名	0名	58名	7名	0名	54名
	ボランティア等	158名	151名	288名	195名	130名	214名	0名	0名	47名	34名	0名	35名
	小計	407名	351名	951名	395名	260名	683名	0名	0名	105名	41名	0名	89名
	合計	1,709名			1,338名			105名			130名		

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度のにじいろ学習会は休止となった。

(2) ぷらっとみんなで話す会議の開催

・活動者が、現在の活動状況や各サロン等が抱えている課題の共有を行うことで、担い手同士が横でつながり、コロナ禍での活動方法のヒントを得て、今後の活動に向けて考えるきっかけ作りを行った。

・活動者同士のつながりができたことで、お互いのサロンの見学や新たな企画が生まれた。

回数	参加人数	内容
4 回	29 名	・コロナ禍での取組について（活動団体の紹介） ・ハンドマッサージ体験（活動プログラムの紹介） ・意見交換など

(3) 講演会の開催

テーマ：ひきこもり～子と家族を守るライフプラン～

・ひきこもり状態の長期化及び高齢化による経済的な課題に着目し、ひきこもり状態にある子を支える家族の生活とお金の守り方、親亡き後も子が生きていくためのライフプラン（将来直面する問題、今から気を付け準備すべきこと、子どもと接する時の心がまえ等）について学んだ。

・ひきこもり状態にある本人や家族、関係者などの参加があり、子どもへの関わり方や親子関係などついて理解が深まり、また講演会の満足度が高く、ニーズが高いことが分かった。

参加人数	講師	内容
15 名	特定非営利活動法人楽の会リーラ 理事　阿部　達明氏	1部　講演 2部　交流・情報交換会

Ⅲ　コロナ禍における取組み

(1)新型コロナウイルス感染症ワクチン接種予約支援

ワクチン接種の予約が困難な方等について、CSWによる相談対応及び予約の支援を実施した。電話相談や自宅訪問などにより、ワクチン接種予約等のサポートを行った。

【支援開始日】令和3年6月1日～
【相談延べ件数】240件
【予約代行件数】53件

(2)新型コロナウイルス感染症自宅療養者に向けた食糧等支援

新型コロナウイルスに感染または疑いにより、自宅療養を余儀なくされていて物資の調達が困難であった方へ、東京都の自宅療養者フォローアップセンターから物資が届くまでの間、食料品と日用品の配付支援を行った。(物資は豊島区が用意)

【支援開始日】令和 3 年 8 月 25 日～
【支援世帯数】221 世帯
【配付数】396 セット

(3)食糧支援プロジェクトへの協力・相談支援

新型コロナウィルス感染症の拡大によって経済的影響を受けている家庭に対し、関係機関と連携し、実現に向けて検討。食糧支援に対する協賛、協力を行った。

活動名	CSW のかかわり	回数	CSW 参加延人数
ライス！ナイス！プロジェクト	企業からの寄付の仲介、提供作業時の人的協力	2 回	16 名
としまフードサポートプロジェクト	運営に伴う物資の運搬、提供作業時の人的協力、支援制度の資料作成及び配布、相談支援	9 回	63 名

(4)外国人支援プロジェクト（フードパントリー＋個別支援）への参画

・コロナ禍で困窮する外国人家庭への支援を行うために、「公益社団法人シャンティ国際ボランティア会」などとの協働により実施。
・フードパントリーを実施して、来場者への聞き取りによるニーズ把握を行い、必要に応じて生活支援や法的支援を行う。
・区内に住む外国人世帯のニーズや地域生活課題の把握や、外国人支援を得意とする団体や法的な支援を行うことができる弁護士等と連携して支援を実施することにより、外国人世帯特有の課題解決を図ることができた。

実施回数	連携・協働団体
14 回	公益社団法人シャンティ国際ボランティア会、弁護士法人東京パブリック法律事務所、 認定 NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク、NPO 法人 Mother’s Tree Japan など

３．福祉包括化推進事業　　福祉総務課

庁内関係課 12 課及び関係 1 団体に福祉包括化推進員を配置し、分野横断的に対応する連携体制を強化することで、複雑で複合的な生活課題を抱える相談者に対し、効果的な支援を実施する。

関係課 12 課の福祉包括化推進員は福祉総務課自立促進係長の兼務となっており、組織的な位置づけもなされている。

関係課	福祉総務課、高齢者福祉課、障害福祉課、生活福祉課、西部生活福祉課、介護保険課、健康推進課、長崎健康相談所、子ども若者課、子育て支援課、住宅課、教育センター
関係団体	豊島区民社会福祉協議会

区分／年度	令和２年度	令和３年度
開催回数	8	11

４．成年後見制度利用支援事業【再掲 P.95】　高齢者福祉課

〔事業開始：平成 12 年〕

成年後見制度は、判断能力の不十分な認知症高齢者等に代わり介護サービスなどの契約を結んだり、身上保護・財産管理等を行う後見人等を家庭裁判所に申立て、選任してもらう制度です。

成年後見制度利用の必要性があり、身寄りが無い等で申立てが困難な場合、区長の申立てにより制度の利用が図られるよう支援しています。

年度	29	30	元	2	3
区長申立て件数	33 件	35 件	36 件	54 件	40 件

５．成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）【再掲 P.135】　障害福祉課

〔事業開始：平成12年〕

成年後見制度は判断能力の不十分な障害者等に代わり、障害福祉サービスなどの契約を結んだり、身上監護、財産管理等を行う後見人等を家庭裁判所に申し立て、選任してもらう制度です。

成年後見制度利用の必要性があり、身寄りが無い等で申立てが困難な場合、区長の申立てにより制度の利用が図られるよう支援します。

年度	29	30	元	2	3
区長申立て件数	2 件	3 件	3 件	5 件	4 件

６．ひきこもり支援　　福祉総務課

［事業開始：令和３年］

令和３年７月より、ひきこもり相談窓口を設置し、来庁だけでなく電話やメールによる相談のほか、相談者の慣れた環境で顔を見ながら相談ができるオンライン相談も行っています。

講演会の開催や広報としま特別号の発行など、ひきこもりの正しい知識の普及啓発も行っています。

当事者にとって安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を見出し、社会とのつながりを回復するきっかけとなるよう、相談体制の充実や啓発の強化に努めています。

年度	3
新規相談受付件数	79 件